

調達管理番号・案件名

24a00376_ネパール国道路防災に係る能力強化プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2024年9月30日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	11	第2章 特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2.本業務に係る実施方針及び留意事項 (5) 道路災害対応に係る課題 ・道路斜面对策工の調査・解析・設計・積算・予算要求に係る技術移転	1段落目の後半に「斜面对策工の実施に向けた調査・解析技術、対策工法の選定技術、設計・積算技術を定着させることが肝要である」との記載がありますが、このうち、調査・解析・設計は通常ネパールの民間コンサルタントが実施していると理解しています。本業務においては、道路局(DOR)に対しても、コンサルタントが担当する内容、範囲における技術の習得を想定しているのでしょうか。あるいは発注者としての最低限の調査・解析・設計監理技術を習得するという認識でよいでしょうか。	DORが単独ですべての調査・解析・設計を実施できる技術を身に付ける必要はありませんが、コンサルタントの有する技術・知識をもとに、本プロジェクトで定着させる技術等を指示・監理し実践できるようになる必要があると考えております。
2	13	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項(8)ロックシェッドの取り扱い	P13「斜面崩壊に対してはバイオエンジニアリング工、補強土壁工、切土工等、～」との記載がある。通常「補強土壁工」というと、テールアルメ工法のような、補強土の理論を用いた盛土工法を指す。盛土工法による斜面崩壊対策は可能だが、それには盛土を構築するための広い用地が必要となり、急峻な山岳地帯であるネパールの現状にはそぐわないと思われる。一方、ロックボルト工は鉄筋挿入工と和訳され、これは同時に「補強土工」とも呼称されている。斜面崩壊は自然斜面或いは切土のり面の崩壊を意図していると思われるので、P13の「補強土壁工」は盛土工法ではなく、ロックボルト工を意図していると思われる。ネパール側と合意したのはどちらなのかを確認させていただきたい。	事業後の全国展開を視野に入れた比較的安価な工法を想定して合意したものであり、DOR等ネパール側が自ら実施可能な工法の一例として「補強土壁工」を挙げています。モデル地区では必ずしも「補強土壁工」を適用する必要はなく、DORと協議の上、最も適切と思われる工法を選択ください。
3	13	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (10)設計瑕疵の責任	モデル地区において、詳細設計・積算を行い、施工計画を提案するとある。プロジェクトの関与はここまでであり、入札以降工事実施は、プロジェクト枠外であるという理解である。そのため、入札図書の作成以降の作業は、ネパール側が行うという理解で宜しいか？	ご理解のとおりです。
4	17	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務	P17「活動1-3:道路斜面ハザード評価ハンドブックを更新する」 P18「活動2-2:道路斜面对策工の調査・解析マニュアルを更新する」 P18「活動3-1:対策工法を標準化し、道路斜面对策工設計ガイドラインを更新する」 上記のように、「更新」を行うハンドブック、マニュアル、ガイドラインが示されている。これらは詳細計画策定調査などで収集されている筈だが、貸与いただくことは可能か。	DORから提供を受けておらず共有はできません。

5	17	第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2.本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ①成果1に関わる活動	「活動1-3:道路斜面ハザード評価ハンドブックを更新する」とありますが、更新対象のハンドブックは既存の基準等を意味しますでしょうか。既存のハンドブックがあれば共有いただくことは可能でしょうか。	既存の基準がありますが、DORから提供を受けておらず共有はできません。
6	18	第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2.2.本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ②成果2に関わる活動	「活動2-2:道路斜面对策工の調査・解析マニュアルを更新する」とありますが、更新対象のマニュアルは既存の基準等を意味しますでしょうか。既存のマニュアルがあれば共有いただくことは可能でしょうか。	既存の基準がありますが、DORから提供を受けておらず共有はできません。
7	18	第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2.2.本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ③成果3に関わる活動	「活動3-1:対策工法を標準化し、道路斜面对策工設計ガイドラインを更新する」とありますが、更新対象のガイドラインは既存の基準等を意味しますでしょうか。既存のガイドラインがあれば共有いただくことは可能でしょうか。	既存の基準がありますが、DORから提供を受けておらず共有はできません。
8	18	第2章 特記仕様書(案) 第5条 報告書等 2.1.報告書等	表中に業務進捗報告書の記載がありませんが提出は不要との理解でよいでしょうか。 p.22)には「(4)業務完了報告書及び業務進捗報告書」との記載がありますので作成と提出についてご確認ください。	第2章第5条1.(4)業務完了報告書及び業務進捗報告書に記載の『及び業務進捗報告書』と同(4)⑤の『もしくは次期活動計画(業務進捗報告書の場合)』を削除します。
9	36	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2.業務実施上の条件 (2)業務量目途と業務従事者構成案	「業務量の目途 約67.90人月」とあり、その下に「本邦研修に関する業務人月1.9を含む(本経費は定額計上に含まれる)」とあります。同様に、定額計上分を示すp.40の上表でも「6.本邦研修」に係る費用660万円には、1.9人月の報酬を含むとされています。 この場合、業務量は約67.90人月とするが、本見積において計上する報酬は66.00人月(67.90-1.9)分という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
10	36	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2.業務実施上の条件 (4)配布資料/公開資料等 1)配布資料 ・ネパール国道路防災に係る能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書	「詳細計画策定調査報告書」で、日本側投入に「土石流調査・対策計画」担当がありますが、企画競争説明書に記載の各活動の中で土石流対策に関する内容が見当たらないように思われました。この担当業務はどのような活動を行うことや、どのような成果を出すことを想定されていますでしょうか。	詳細計画策定調査報告書や特記仕様書を基に、要員配置の必要性を貴社でご判断ください。

11	39	4. 見積書作成にかかる留意事項(4)定額計上について	定額計上として扱われている項目(地形測量、地質調査、モニタリング資機材、衛星データ等)は、詳細計画策定調査時にベースとなる数量を元に見積もったものと理解している。ネパール側との協議を通じて、モデル地区の規模が貴機構の想定よりも大きくなる可能性は否定できない。その際は金額の変更が可能となるような契約としていただけるか。	定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます(第3章4.(2)上限額について)。上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します(第3章4.(4)定額計上について)。
12	39	4. 見積書作成にかかる留意事項(4)定額計上について	質問3に関連して、地形測量・地質調査に関する定額計上の見積もり根拠(項目と数量)を開示していただくことは可能か。	開示することは不可能です。また、こちらは定額計上となっております。
13	39	4. 見積書作成にかかる留意事項(4)定額計上について	質問3に関連して、モニタリングに関する定額計上の見積もり根拠(項目と数量)を開示していただくことは可能か。	開示することは不可能です。また、こちらは定額計上となっております。
14	39	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4.見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について	表中No.4に「耐候性土のう袋」の記載がありますが、成果4に係るOJTの中で土のうを実際に使用した活動を想定していますでしょうか。つまり、対策実施まで本業務内で行う想定でしょうか。	ご理解のとおりです。

